

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	請求提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県
0320010	アクセス自由な小規模金融市場の創設	(1) 短期つなぎ資金にかかる上限金利の規制緩和に関する根拠法令 ・貸金業法第12条の8(利息、保証料等に係る制限等) ・貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止) (2) 返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和に関する根拠法令 ・貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止)	(1) 短期つなぎ資金にかかる上限金利の規制緩和に関する根拠法令 ・貸金業法第12条の8(利息、保証料等に係る制限等) ・貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止) (2) 返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和に関する根拠法令 ・貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止)	貸金業法第12条の8(利息、保証料等に係る制限等) 貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止)	○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和 ■貸金業法第12条の8(利息、保証料等に係る制限等) 貸金業者は、その利息(みなし利息を含む。第3項及び第4項において同じ。)が利息制限法(昭和29年法律第100号)第1条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。 ■利息制限法第1条(利息の制限) 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。 元本の額が十万円未満の場合 年二割 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分 元本が百万円以上の場合 年一割五分 ○貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止) ■出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条(高金利の処罰) 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。 3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。 (2) 返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和に関する根拠法令 ■貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止) 貸金業者は、貸付の契約を締結しようとする場合において、前条第1項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められると2 前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約(住宅貸	○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)現状:小規模等事業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的でなく、地域の貸金業者から資金調達を行ってきたケースが少なくない。 (2)問題点:上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなるとは、受注機会を逃すなど経営に支障を来し、経済的に不利益をもたらす。 (3)解決策:ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う等一定の要件の下、自由な市場に委ねる。 (4)効果:事業者は、金利が高ても過剰に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。 ○府独自の相談支援制度の創設 ・相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW-COを配置	○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)現状:府提案では、貸金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借入れができなくなることが懸念されるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。 (2)問題点:総量規制に抵触する貸金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できず不要な破綻に陥りつづ可能性がある。 (3)解決策:返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。 (4)効果:資金需要者の利便性を高める。 (1)(2)共通 ○府独自の相談支援制度の創設 ・相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW-COを配置	申請者である大阪府の意見・考え方を踏まえ、再検討を行い、回答されたい。	提案主体からの意見・考え方を踏まえ、再検討を行い、回答されたい。	C I	○ご提案の「小規模金融構造改革特区」については、申請者である大阪府の意見・考え方を踏まえ、再検討してまいらねばならない。また、以下のように回答する。1. 短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和、及び総量規制の適用除外の拡大という制度に係る点の懸念は、以下の理由により、困難である。 ・金銭の貸借は、借り手も貸し手も、府県を跨いで行うことが可能であり、特定の地域のみを対象とした特例は実現が困難。例えば、府内の事業者での申し込みを府内事業者へ案内する場合や、借り手が事業者を訪問しない場合など、貸付けが府外・府内であるかを明確に区別することは難しい。また、借り手は、府外の業者からの借入れもできるので、府外の業者を含めない借り手保護は十分ではない。 このほか、上限金利の引き上げを少額・短期に限定することを認めているが、小口分割・借換えによる法の潜脱を防止することは困難。 ・一部の地域についてのみ、出資法の上限金利を上回るような貸付を府内の対象から除外することは、地域により判断の構成要件が異なることになり法の公正性に反する。また、多重債務問題・過剰貸付けの問題等は全国的な問題として認識されており、一部の地域だけ総量規制等を緩和して、その地域における多重債務者が増加しかねないことは理解を得がたく、地域ごとに異なる取扱いを設けることになじまないものである。 ・現行の上限金利の規制及び総量規制については、多重債務問題・過剰貸付けの問題等への対処として設けられたものであり、個別的に緩和措置を講ずることはその社会的意義を損なうものであり、対応は困難。 2. 大阪府が、返済困難者に対する相談支援機能の充実を図ることについては、和親の仲介・仲裁等にまで至らないもの(あっせん等)であれば、一定の整理の下、現行法上も可能。	提案主体からの意見・考え方を踏まえ、回答されたい。	C I	○特区提案は、本府案協議者の結果等を踏まえ、深刻な問題が顕在化する懸念が強いことから、かかる提案をしたものである。ご意見は、技術的・制度的に検討するものであり、大変残念。 ○提案内容は、多重債務問題につきましても、借り手の立場から相談機能を強化し、返済を促進するに資する者には規制緩和と保証制度を設けることにより、高い次元で法の趣旨の実現を図るものである点を理解願いたい。 ○そもそも特区は、地域ごとに異なる取扱いを設けることを前提とした制度であり、ご意見は、特区制度の法定に基づきものである。 ○大阪府の特例提案のうち、「上限金利の規制緩和」及び「総量規制の適用除外の拡大」という制度に係る点については、以下の理由により対応不可と考えている。 1) 金銭の貸借は、借り手も貸し手も、府県を跨いで行うことが可能であり、特定の地域のみを対象とした特例の実施は困難である。 2) 一部の地域についてのみ、出資法の上限金利を上回るような貸付を府内の対象から除外することは、法の公正性に反する。 また、多重債務問題・過剰貸付けの問題等は全国的な問題として認識されており、一部の地域だけ総量規制等を緩和して、その地域における多重債務者が増加しかねないことは理解を得がたく、地域ごとに異なる取扱いを設けることになじまないものである。 3) 現行の規制は、多重債務問題等への対処として設けられたものであり、個別的に緩和措置を講ずることはその社会的意義を損なうものであり、対応は困難。	1066010	大阪府	大阪府	金融庁 法務省 消費者庁						